

インターネットを介して個人輸入した  
美白を目的とする海外製クリーム剤の使用にご注意ください  
～個人輸入した海外製クリーム剤の使用により健康被害（疑い）が発生しました～

#### 1. 概要

インターネットを介して、医師の診断の元に使用するよう注意書きが表示されていた美白を目的とするクリーム剤（別紙 1 参照）を個人輸入し、使用した 20 歳代の女性において、当該製品を塗布した上腕等の皮膚に大水疱を伴うアレルギー反応が生じた事例（別紙 2 参照）が報告されました。現在、女性は医療機関での処置を受け、水疱は消退するなど軽快しています。

当該製品はハイドロキノンを 4%含有すると表示されていますが、実際に含有されている成分は不明です。今回の事例の原因は明らかになっておりませんが、医師の診断によると当該製品の使用に伴うアレルギー反応による可能性が高いと判断されています。

#### 2. 製品名等（報告された製品の包装の写真（別紙 1）に基づく）

名称：「EUKROMA Cream」  
形状：チューブに封入されたクリーム剤  
製造国：インド

#### 3. 健康被害の内容

- ・平成 30 年 7 月に、国内の 20 歳代の女性 1 名がインターネットを介した個人輸入により上記の製品を購入して使用したところ、当該製品を塗布した上腕等の皮膚に大水疱が生じ、愛知県内の医療機関に通院しました。
- ・現在までに、女性は医療機関の処置により軽快しています。

#### 4. 厚生労働省の対応

厚生労働省では個人輸入される医薬品や化粧品等のリスクについて注意喚起してきたところですが、今回の事例のように、個人輸入される医薬品や化粧品は、どんな物質が含有されているか明らかでなく、健康被害が生じる可能性がありますので、医薬品や化粧品等を安易に個人輸入して使用しないよう改めて注意喚起します。



